

虐待防止のための指針

埼玉さくらんぼ館

1. 虐待防止の基本方針

社会福祉法人 敬寿会 埼玉さくらんぼ館全事業所（以下「埼玉さくらんぼ館」という）は、以下の虐待防止対策に関する指針を定める。

2. 虐待防止に関する基本的な考え方

埼玉さくらんぼ館では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者あるいは入所者（以下、「利用者」という。）の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の用語に資することを目的に、利用者の虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、かつ虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

（1）高齢者虐待について

・ 高齢者虐待とは

高齢者に関わる適切といえない処遇対応のうち、精神的、身体的、経済的など何らかの面において、人が人として生活していく上で、打撃を与え、又は苦痛を覚えさせたりするなど、結果的に高齢者の人権が侵害されていることである。

・ 高齢・者虐待防止、養護者支援法の成立

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されている。この法律は、虐待を受けた高齢者（65歳以上の者）に対する保護、養護者の負担軽減を図ることなど高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の権利・利益の擁護に資することを目的としている。

（2）高齢者虐待の定義

①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

②介護・世話の放棄、放任

意図的・結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

養護者または利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（３）高齢者虐待の捉え方と対応の必要な範囲

法の規定から虐待に当たるかどうか判断しがたくとも、高齢者の権利・利益が侵害されたり、生命・健康・生活が損なわれることが考えられる場合は、同様に防止・対応を図っていく必要がある。

（４）高齢者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を抑制、拘束する…等
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者の身体、精神状態を悪化させていること 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる…等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること 【具体的な例】 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に屈辱を与える ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う

	・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する…等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはそれを強要すること 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する…等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する…等

3. 高齢者虐待防止委員会の設置

① 委員会の目的および検討事項

施設代表者を長とした虐待防止委員会を設置・運営し、3月に1回定期的に委員会を開催し、虐待等に繋がりがねない不適切なケアがないかを報告、また、報告事例があれば改善に向けて検討する。また以下の項目に関して検討するものとする。

- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事
- ・虐待防止のための指針の整備、および見直しに関する事
- ・虐待防止に関する研修に関する事
- ・虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関する事
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ・虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ・前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

② 委員会の構成メンバー

委員会の構成員は施設長、事務長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、その他施設長が認める者とする。

③ 委員長および担当者の選任方法

委員長は施設長にて任命し、委員長先導のもと虐待防止委員会による利用者処遇体制を施設全体で構築する。なお、委員長はこの虐待防止の指針が適切に実施するための担当者とするとともに、各事業所においては管理者またはこれらに準ずるものを担当者とする。

④ 結果の周知

委員会で検討した結果についての議事録を作成し、全職員に回覧を徹底する。

⑤ 臨時の委員会の開催

虐待防止委員会は定期開催以外に必要な応じて随時開催する。

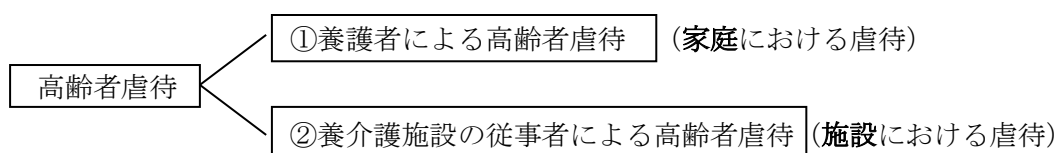
4. 虐待防止のための職員教育と研修について

介護に携わるすべての職員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアの厳守を図り、職員教育を徹底していく。

- ① 定期的な教育として年2回以上の内部研修
- ② 新規採用時のオリエンテーションでの教育
- ③ 研修実施内容はすべて記録に残す
- ④ その他必要な教育研修の実施・外部研修への派遣

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び、包括支援センター、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待における報告、連絡先については、虐待の場所や虐待者によって変わるため、適宜報告先を確認して対応を行う。



①の場合…さいたま市南区高齢介護課福祉係または、社協みなみ

南区支援課 TEL：048-844-7172

社協みなみ TEL：048-871-1230

②の場合…さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL：048-829-1265

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者又は職員からの虐待の通報がある時には、本指針に沿って対応しなければならない。

- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 委員会は施設内に置いて、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民に対して説明し報告を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアルを参照とする。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会又は、市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について、苦情解決責任者（管理者等）に報告する。
- (2) 苦情解決窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに注意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払うこととする。
- (3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情解決窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告するものとする。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び家族が閲覧できるようにホームページ等に掲載する。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・ 埼玉さくらんぼ館が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意する。
- ・ 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を虐待の防止に役立てる。

- ・虐待の防止に関するマニュアルは、最新の知見に対応するように定期的に見直しと必要に応じて改定を行う。
- ・災害に関しては、利用者の生命・安全を最優先にしつつ、防災計画に準じて行動する。

(附則) 本指針の改正は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) 本指針の改正は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) 本指針の改正は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。